

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第4号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
監査委員(常勤の監査委員を除く。)	同 205,600円	同
<u>監査専門委員</u>	<u>日額 16,000円</u>	<u>四日市市職員 の旅費に関する 条例に準じて 別に定める 額</u>
公平委員会委員	同 8,200円	<u>四日市市長及 び副市長の給 与及び旅費に 関する条例に 定める市長相 当額</u>
(略)		

改正前

別表（第1条、第2条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
監査委員(常勤の監査委員を除く。)	同 205,600円	同
公平委員会委員	<u>日額</u> 8,200円	<u>同</u>
(略)		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部人事課)